第７回富士市まちづくり活動推進計画

第２次実施計画懇話会　議事録

日時：令和3年2月19日（金）19：00～20：30

場所：富士市消防防災庁舎3階　研修室

◎出席者（敬称略）

委　員　：守本　尚子　（静岡県地域アドバイザー）

　　　　　荻野　克雄　（今泉地区まちづくり協議会会長）

　　　　　佐野　行正　（岩松北地区まちづくり協議会会長）

　　　　　渡邉　英樹　（広見地区まちづくり協議会会長）

　　　　　渡辺　佐一郎（吉永地区まちづくり協議会会長）

　　　　　神尾　秀彦　（社会福祉協議会）

　　　　　鈴木　淑恵　（一般公募）

　　　　　本田　香織　（一般公募）

　　　　　加藤　直子　（一般公募）

　　　　　長田　結衣　（人材育成講座修了生）

事務局　：まちづくり課長　ほか４人

１　開会

　　　第７回富士市まちづくり活動推進計画第２次実施計画懇話会を開会させていただきます。開会に先立ちまして資料の確認をお願いいたします。資料１から資料６までございます。

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。議事に入る前に、ご欠席の方のご確認をお願いします。日詰座長、勝亦様、遠藤様が所用のため欠席されております。また、守本副座長が東京からリモートでのご出席となっております。よろしくお願いいたします。

議事に入りますが、議事につきましては、懇話会開催要領４条により座長が務めることになっておりますが、日詰座長が欠席ですので、同条第２項により副座長が懇話会の進行を代理することになっておりますので、守本副座長に進行をお願いすることになります。よろしくお願いいたします。

２　議事

（副座長）

皆さんこんばんは、本日座長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。リモートでの参加となり申し訳ありません。日詰座長が欠席ということですので、及ばずながら座長を務めさせていただきます。

それでは早速議事を進めさせていただきます。次第に基づき進めさせていただきます。富士市まちづくり活動推進計画第２次実施計画についてのうち、令和２年度の取組についてです。これについては、５項目ありますので、各項目毎に説明をいただいた後、質疑を受けさせていただきます。それでは、早速初めに新富士市まちづくり活動推進計画の検討について事務局より説明をお願いいたします。

（事務局）

資料NO１をご覧いただきたいと思います。現在、令和４年度からのまちづくり活動推進計画を策定中ですが、前回の懇話会の際にもスケジュールを説明させていただきました。その時には、具体的な内容をお示しできませんでしたけれども、その後も会合を重ねて、現在まとめられているところまでをお示ししたものが資料No１になります。真ん中より左側に四角い枠が4つありますが、外部環境の変化、市民アンケート、地区の課題・庁内の調査結果、第一次計画の評価とあります。計画を策定するにあたり、まずは今やっている計画、第１次計画の評価ということになりますけれども、現在何が進められていて、進められていないのか、次に繋げる内容を評価させていただきまとめたものです。次に外部環境の変化ということで、世の中の流れや変化というところで、人口の減少や単独世帯の増加、SDGSや新たな生活様式におけるコミュニティ活動等、このようなことを踏まえながら計画を策定しなければならないということで、外因的な部分をまとめてあります。その下が市民アンケートですけれども、世論調査も実施しております。あとは、福祉部門と協働で、隣近所との関係等も含めたアンケートも実施しております。その下が、地区の課題ということで、後ほど触れますが、括弧書きの中の行動計画については、26地区のまちづくり協議会が５年毎の将来像を見据えた取り組みを決めるための計画であり。現在各地区で策定中であります。その中で、地区の課題も皆さんで協議していただきました。地区の中での課題や、行政に対するご意見もございましたので、26地区分の課題をまとめて次の計画に生かしていきたいということになります。それらをまとめて、右側の上ですが、四角の上の目標像というところに、網掛けになっている部分で、課題がわかっている、情報システムがある、人的遂行力がある、運営的遂行力がある、財政的遂行力がある、というところは、課題解決に向けて必要な状態を５つ示させていただいています。「課題がわかっている」については、どういったことが課題で、住民の方がわかっていることが重要ではないか。「情報システムがある」は、地区住民が情報共有できている。例えば、まちづくり協議会が発信する情報を住民が知っていたり、住民が困っていることを吸い上げる仕組みが必要ではないかといったことになります。人的遂行力については、経験や専門性も必要ではないか、運営的な遂行力があるということについては、組織がしっかりとしていることが必要になりますので、組織の見直しも必要ではないか。財政的遂行力については、地区の予算をどこに力を入れていこう、見直しをするということを皆さんで決めていかなければなりません。それらをまとめたものが５つになります。まずは、この計画は、地区の活性化を目指す5年間の計画で、行政として地区がどのようになって欲しいかを、5つの課題からまとめたものが、（案）の目標像になります。市内26地区が、まちづくり行動計画に基づき、行政等との協働を推進しながら、主体的に地区の課題解決に向けた活動を進めることで、地区の住民の声に柔軟に対応した自律的な地区コミュニティを形成するということを行政として、地区にこのようになって欲しいという目標を立てさせていただいたところです。市が検討してとりまとめたものではありますが、まちづくり協議会の意見をいただきながら内容を修正して、現時点では市ではこのように考えているということです。

肝心な部分は、まちづくり行動計画を大事にしたいということ。まちづくり協議会が地区の課題解決に向けた活動をしていただく、あとは、地区の皆さんと自律的なコミュニティ活動をしていただきたいという願いを込めてございます。しかしながら、様々な課題があります。

　　課題をまとめたものが、下段になります。目標像実現への課題とありますが、地区がこうなってもらいたいという課題もありますし、行政として工夫が必要な部分もあります。行政側、地区側、協働して実施しなければならないことを記載してあります。

　一番右側に施策体系とありますが、空欄になっていますけれども、目標像を実現するためには、どのような支援が必要かということを検討している段階です。今考えているのは、一番下にまちづくり活動推進条例がありますが、その中にまちづくり協議会に対する市の支援という項目が条例の中にうたわれておりまして、市が行う支援が４つあります。地区まちづくり活動に関する財政的支援を行わなければならない、次代を担う人材育成の支援を行わなければならない、まちづくり活動を推進するための情報提供、事務局機能の充実を図るという４つの柱があります。これらをもとに、次の計画では、市の支援策を具体的にしていくということを施策体系の中で案を練っているところであります。

皆さんにお伝えしたかったのは、目標像の部分です。市が地区にこのようになって欲しいということをまとめたところでございます。このような方向で計画していることについて、皆さんからご意見をいただきたいと思います。副座長よろしくお願いいたします。

（副座長）

次期の推進計画の内容ですが、委員の皆様からご意見をいただけますでしょうか。ご意見がある方については、挙手にてお願いいたします。率直なご意見がありましたらお願いいたします。

特に地区の方々いかがでしょうか。ご感想でも構いません。特にその資料の目標像の部分ですが、市内26地区は、まちづくり行動計画に基づき、行政との協働を推進しながら、主体的に地区の課題解決に向けた活動を進めることで、地区住民の声に柔軟に対応した自律的な地区コミュニティを形成するということを掲げております。地区では、まちづくり行動計画を策定されている最中かと思いますので、この行動計画が５年間の活動の中で重要になってくる。それを基に課題解決を実施していくという目標像かなと思いますが、地区の皆様はいかがでしょうか。違和感はないでしょうか。Ｂ委員どうですか。

（Ｂ委員）

今日は役所からいただいた、26地区のまちづくり協議会の会長と生涯学習の会長で行った意見交換会の資料を読んでみました。地区によってとらえ方がまちまちということで、26地区が課題解決を各地区で行っていかないと、目標を達成できないのかなと思っております。町内会連合会の問題もありますが、26地区で温度差がありますので、会議等で各地区の会長にわかりやすく説明していただけると26地区がまとまっていくのかなと感じました。

（副座長）

Ｂ委員のご意見に対して事務局からご意見ありますでしょうか。

（事務局）

皆様から忌憚のないご意見をいただくために資料を送らせていただきました。我々も各地区に入ってご理解を得ていきたいと思っておりますが、これからは協議会の皆様が横に並びながら底上げをしていただくような活動をしていただけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。

（副座長）

この目標像は、地区への期待を込めた行政から言ってみればラブコールのような目標像かと思います。この目標像を共に実現できるような方向で力こぶ計画を策定していただければと思いますが、他の皆様からご意見ご質問いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、懇話会は何かを決定する会議ではありませんが、今ご説明いただいた、新しいまちづくり活動推進計画の目標像につきましては、今日の出席委員の皆様にご確認いただけたということで理解してよろしいでしょうか。

　　（全委員）

全会一致で賛成

（副座長）

ありがとうございます。これを踏まえて今後とも計画内容を充実するように策定作業を進めていただけたらと思います。是非とも行政の皆様よろしくお願いいたします。

それでは次の項目について、まちづくり行動計画の策定について事務局からお願いいたします。

（事務局）

こちらは資料がございません。26地区が自分たちの地区の活動について、現在も過去５年前に策定したまちづくり行動計画がございまして、それに基づきながら事業を進めているというのが前提ではありますが、昨年から次の計画を作るための準備作業を進めていただいておりました。本来であれば、コロナが広がる前は、昨年6月を目途に策定していただきたいと言っておりましたが、総合計画も先延ばしになり、地区での会議が開催できない状況により、まちづくり行動計画についても今年度3月までに、コロナウィルス感染拡大の状況を踏まえて策定していただきたいということでお願いをしてまいりました。

先日、各地区まちづくり協議会長に現在の策定状況について口頭で確認させていただきました。本日は、数だけではありますが報告させていただきます。26地区のうち完成している地区が6地区ありました。そして、ほぼ完成している地区が16地区ございました。今後もう少し見直しが必要という地区は4地区ございました。どの地区もほぼ完成しているという状況でした。最終的にはまちづくり行動計画は、地区の計画になりますし、富士市の最上位計画の総合計画にも地区別計画ということで盛り込まれる予定となっております。その関係もありまして、3月で手を付けることができないというわけではなく、2，3か月は猶予があります。年度が替わると役員交代もありますが、引継ぎをしていただき見直しが必要なところがありましたら、6月を目途に策定していただきますようお願いいたします。

まちづくり行動計画が地区にとって大事な計画という位置づけは、今後大切にしていきたいのでよろしくお願いいたします。この項目についての説明は以上になります。

（副座長）

まちづくり行動計画の策定状況についての説明ですが、質問ご意見ありますでしょうか。地区の皆さんの策定状況などお聞かせいただいてもよろしいでしょうか。Ｅ委員いかがでしょうか。

（Ｅ委員）

はい、目標像があって行動計画を策定しているのですが、今言ったように第6次総合計画に盛り込むのが1ページか2ページしかない。あと、地区で策定した行動計画がどのように生かされるのかがわからないところがある。私が協議会長を務めていて気になるのは、第5次総合計画の資料がベースになって、それに付け加えるというやり方をしているので、第6次総合計画は目の前なので仕方ないが、できるならば発想の転換をしないと、人口減少等の課題がある中で、高度経済成長とは言わないが過去のモデルを継承する形でまちづくり行動計画を策定するよりも、基本的なところを見直して策定した方が地区は動きやすいと思う。次の行動計画では考えていただかないといけない。前回の計画とそれ程変化がないというのが私の見た目になります。発想の転換をアドバイスしていただいた方がいいのかなと、自分の反省を込めて考えております。以上です。

（副座長）

ありがとうございます。大変重要なご指摘かと思います。今回の場合は総合計画に地区別計画という形で紐づくと思いますので、これまでの計画とは違うものになると思いますし、現在の策定についても基本的なところから作り直す過程が大事ですし、今までになかった視点を入れて作った方が必要というご意見でした。事務局でご見識やご意見がありますか。

（事務局）

地区で作っているまちづくり行動計画の実態が以前と変わらないのではないかということですが、検討の順序については、懸念は策定前からございましたが、地区の皆様の意見をいただきながら進めて参りました。しかし、地区の事業を根本的に変えていくことはできませんので、現在実施している事業を継承していく地区が多いと思います。例えば同じ事業を行うにしても、この事業は何のために行うのかを１回立ち止まって行うことも必要なのかなと。毎年続けるのではなくて、何を目的にどこを目標に行うという部分を加えながら続けていって、振り返ることによって良い事業になっていくと思っております。表面上は変わらないかもしれませんが、質についてはこれからも工夫できるかなと思っております。その辺を考えていただけるとありがたいと考えております。

（Ｅ委員）

皆さんに動いていただくのに、サジェッションしてあげないと、ただ昔の流れから来て、人口減少して財源少ない中で、切り口をうまく作ってあげて、議論を展開していった方がいいのかなという意見です。自分ができなかった反省を踏まえた意見です。

（事務局）

昨年行った合同の研修会でも、例えば、地区の活動は、行事だけではなくて、身近な防災や安全安心なところに絞っていいってもいいのではないか。意識の転換も必要だとアドバイスをいただいておりますので、行政として皆さんにお伝えすることも大事な役目ですので、役員の皆さんだけでなく住民の皆さんに周知する方法を考えていきたいと思います。

（Ｅ委員）

是非お願いいたします。

（副座長）

新しい力こぶ計画でどのような支援をするのかというところに繋がる大事なご意見だと思います。他の皆様いかがでしょうか。是非地区の行動計画に関心を持っていただければと思います。

それでは、次に移らせていただきます。まちづくりセンター指定管理者制度の導入について事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）

資料No２ということで、パワーポイントの資料を付けさせていただきました。この資料は令和元年11月に全26地区の協議会役員の皆様を対象に説明を行いまして、その後更に説明を希望する地区に対して説明する際に使っていた資料をご紹介させていただきます。それも今月4日に富士市議会に対して指定管理者制度について報告させていただきました。報道等にもありましたが、ご承知の上かもしれませんが、懇話会の皆様にもポイントを絞って説明をさせていただきたいと思います。1枚おめくりいただきたいと思います。3ページです。上の部分のまちづくりセンターについてをご覧ください。今のまちづくりセンターは、平成20年度からまちづくりセンターという名称になっております。それまでは教育委員会が所管する公民館でした。平成20年からは市長部局に変わっております。小学校区に一つずつまちづくりセンターがあります。その下のまちづくりセンターについてですが、公民館の時代は社会教育事業、まちづくり活動の支援、一部センターにて市民サービスコーナーを設置しておりました。平成20年度からは、社会教育事業はそのまま、まちづくりを支援することが付け加えられ、行政窓口の紹介や連絡調整、市役所とのパイプ役を担うこととなりました。市民サービスコーナーも26センター全てで交付を受けられるような施設になりまして、職員数も3人体制だったところが、原則4人体制ということで運営しております。

次のページをお願いします。以前も説明したかもしれませんが、指定管理者制度のねらいについて説明させていただきます。そもそも指定管理者制度とは、地方公共団体によって指定された指定管理者が、公の施設の管理運営を代行する制度です。言い換えますと、富士市がまちづくり協議会にまちづくりセンターの管理運営を行っていただくということになります。その下ですが、指定管理者制度をまちづくりセンターに導入することがゴールではありません。ゴールは、各地区が主体的な活動を行い、将来にわたり発展し自律してもらいたいということが市の願いでございます。この願いを実現するための手段の一つが、このまちづくりセンターの指定管理者制度の導入ということになります。その後持続可能な地域コミュニティづくりに繋がっていくことが大切で、発展していただきたいということが市の願いになります。

指定管理者になるとどんなことができるのかといいますと、元々公民館の施設でございまして、使用上のルールについても制約があって公民館時代を踏襲しているところがあります。地区の拠点としてまちづくり協議会が指定管理者になった場合は、まちづくり協議会が自由な発想で事業を実施できるようになっていきます。そこを拠点にコミュニティビジネスのように、利用者から利用負担金をいただいたり、地区の課題解決につながるビジネスに取り組んでいただくことも可能です。例をあげると空き家があって、草が生えている、管理されていない空き家があって、所有者は東京に住んでいるということであれば、年間数千円のお金をいただいて、草刈りをして、地区も綺麗になるし、空き家の管理者も少ない金額で管理してもらえるということが、一つのコミュニティビジネスとしてあげられます。また、人や情報が集まり、皆さんが働く機会が増えるということで、拠点がよりよいものになっていくというのがメリットの一つでございます。次の６ページですが、指定管理者になると業務としてどんな違いがあるのかということですが、現在市の職員が行っている業務で左側が社会教育事業、これはまちづくりセンターの講座になります。あとは、市とのパイプ役、諸証明の発行、貸館の予約、まちづくりセンターで市役所の窓口に行かなくてもセンターで受付をしたりといったこともやっております。あとは、まちづくり協議会の方々がまちづくりセンターを管理することになるとどうなるかということですが、基本的に指定管理を受けるとセンターから市の職員はいなくなります。社会教育事業については、市職員が講師との調整をしておりましたが、企画運営は市の別の部署で一元管理して運営することになります。まちづくりセンターは、貸館の管理運営をお願いすることになります。次の市とのパイプ役になりますが、住民の方が来た場合には、職員の経験で案内をしておりましたが、協議会の方は市の全てのことはわからないと思いますので、まちづくり課にお電話をかけていただいて、私共が窓口になって各課と繋いで対応させていただくと、センターにいる協議会の方々に負担が偏らないようにしたいと考えております。

貸館・施設管理については、掃除や施設の手入れについては、職員がやっていた部分を協議会の方に行ってもらいたいと思います。主な指定管理の部分はこの部分になります。各課からの要請事項はできる限り行っていただきたいと思います。諸証明の発行については、制約があり指定管理者にそのまま行ってもらうことはできないことになっているため、別に委託業務としてまちづくり協議会や別の業者の方に委託をして、まちづくりセンターで続けていく方向になります。この指定管理とは切り離して考えております。一番右側の地区への支援については、まちづくり課でセンターの支援をさせていただくことになりますし、そもそも指定管理者のセンター職員はまちづくり協議会で雇われた方になりますので、協議会の事務も行っていただくということになります。

説明会でよく聞かれることですが、災害が発生した際に職員がいなくなることを心配されますが、災害の際には、防災地区班といって、市の職員に対して業務命令が出ますので、今までと全く変わらず、台風が来れば、市の職員が駆けつけます。夜中でもカギを開けて、避難される方がいれば準備をさせていただくのは変わりませんので安心していただければと思います。

次の7ページですが、指定管理料はセンターの規模によって1,200万円から1,500万円程度になります。人件費や事務費、施設費になります。その下が職員の配置ですが、8時半から5時15分までは二名を配置しておくということになります。職員はフルタイムでなくても構いません。複数のパートタイム職員で交代番を組んで運営していくことも可能です。

次のページをお願いします。先ほど議会で報告したと申しましたが、上の段の令和2年12月というところで、手を上げたいという地区は、昨年11月まで募集をさせていただきました。現在は松野と須津地区が、話し合いの結果、立候補していただきました。それを、議会にご報告をさせていただいたところであります。今月始まっております、2月議会において、まちづくりセンターは、行政しか運営できないことになっているところを、まちづくり協議会でも運営できるように改正する議案を上程させていただきます。

今後のスケジュールについてですが、この2地区と細かいところまで、どのような仕様かを決めていきますが、令和3年9月には、指定管理選定委員会が開かれまして、外部の方が集まって委員会を開催します。○○地区がまちづくり協議会が指定管理者としてふさわしいか審査をしていただくことが必要になります。それぞれの協議会の役員さんがお答えしていただくことになりますので、それまでにしっかりと準備を進めていきたいと思います。この委員会で評価が得られますと、11月には議会に指定管理者として指定してよろしいかという議案を上程させていただき、可決された後、地区と令和4年4月に向けて協議をして引継ぎをして、指定管理者制度が始まるということであります。これが、まちづくりセンターの指定管理の概要とスケジュールになります。現在は、令和4年から2地区のスタートで、3年間を予定しております。3年間は2地区以外はスタートしないと考えております。令和7年からは5年間を考えており、2地区モデルがスタートしている間に、希望したい地区を募って令和7年からのスタートが切れるようにしていきたいと考えております。2地区にとってどのようなメリットがあったのか、意識の変化についても皆さんに見ていただいて、それなら私たちの地区もやりたいと思っていただけるような事業でないと進まないと思っておりますので、地区の方と力を合わせて行っていきたいと考えております。私からの説明は以上になります。

（副座長）

皆様からのご意見ご感想いかがでしょうか。ご意見をいただけたらと思いますが。本田さんどうぞ。

（Ｈ委員）

先ほど指定管理者の立候補が2地区しかないということでしたが、2地区でモデルとして開始して、良い制度であるということをアピールしていくということでしたが、2地区以上は難しいのでしょうか。多ければ多いほど良いアピールになるのではと思いますが。

（事務局）

地区の皆さんに説明して1年間という期間で2地区の方が賛同していただいたのは成果として考えております。多くの地区が行っていただければよいのですけれども、地区の皆様にも組織がしっかりしていて、組織を動かして良い形で運営していただくことが重要になります。そこをしっかりと固めていただいた上で取り組んでいただきたいとお願いをしております。既に数地区より令和7年からスタートしたいという意見を伺っております。ですので、モデルで2地区からスタートしますが、令和7年から5年間というスパンの準備を並行して行っていきたい。我々としても失敗は許されないと思っておりますので、慎重かつバラエティに富んだ情報を提供しながら、見た目だけの良さではなく中身を追求していきたいと考えております。

（Ｈ委員）

2地区だけというのは、組織的にはしっかりとしているという要素が整っているということでしょうか。

（事務局）

地区の皆さんから、私の地区は組織として意見がまとまったということで、モデルに立候補していただいております。決して市から依頼しているものではなく、地区の総意を確認させていただき、その手上げの結果が2地区ということになります。

説明会は12地区に説明しておりますが、実際に意見がまとまって、合意が得られたのが2地区になっております。その他の地区は、検討はしておりますが、次の令和7年に向けて、組織体制を固めて準備を進めていこうと決めた地区もあります。説明会もこれからという地区もあり、温度差があります。

（Ｃ委員）

よろしいでしょうか。今、私の地区も検討しているのですが、8ページの下のところ、令和3年9月に指定管理者選定評価委員会をかけるわけですよね。もしかしたらダメだという評価もあるということですね。

（事務局）

可能性はないとも言えません。

（Ｃ委員）

評価委員会ではこのようなこともチェックするということをいただけるのでしょうか。

（事務局）

公式のものは難しいかもしれませんが、指定管理はまちづくりセンターだけではなく、様々な公共施設で実施しております。情報としては得られると思いますので、事務局としても何も提供しないで地区の皆さんに挑んでいただくわけではないので、市としてもサポートして問答集等の対策を立てながら進めていきたいと考えております。

（Ｃ委員）

西部ブロックでは松野が手上げをしていただいていて、喜んでいるのですけれども、もしここでひっかかってしまったらと思って心配になりました。私の地区でも検討は進んでいるのですが、この委員会でだめになってしまったら、せっかくの機運が下がってしまうので、そのような情報があったらいただきたいです。

（事務局）

何がチェックされるのかは、情報提供していきます。

（Ｃ委員）

ありがとうございました。

（Ｅ委員）

私の地区は、お手並み拝見といったところ。今のまちづくりセンターの職員は、一生懸命やっていただいていて、おんぶにだっこになっている。先行2地区を見ながら手を上げる地区が多いのではないか。せっかく制度を作って運営するのであれば、24地区がこれなら大丈夫というモデルをサポートしていかないと、「あれじゃあな」という。議会に陳情する人もいますので、モデルが成功すればついていきますのでよろしくお願いいたします。

（事務局）

応援ありがとうございます。

（副座長）

富士市にとっても肝いりの制度だと思いますので、見守っていきたいということでしょうね。それに対して対象2地区もそうですし、行政もそうだと思うのですが、活性していただいて理解を求めていくのも大切にしていただけたらと思います。まちづくりセンターは、協議会の方だけのものではなく一般の方も利用される施設ですので、過程を見守っていくのが大事なのではないかと思います。他の皆様からご意見ありますでしょうか。

（Ｆ委員）

指定管理の期間は何年間でしょうか。

（事務局）

最初は3年間、次は5年間を考えております。

（Ｆ委員）

評価委員会で審査されると言われましたが、書面なのか、プレゼンなのか。どのような方式になるのでしょうか。

（事務局）

対面での審査になると思います。

（Ｆ委員）

ありがとうございます。

（Ｄ委員）

まちづくりセンターは、市の職員で運営しているのですが、地区の住民が指定管理になるということをちゃんと認識していない。指定管理は、地区の方が運営していくということで理解していただけるが、市から役員と地区住民の承諾を得ないと進められないという説明を受けています。私の地区は、まちづくり協議会としては、会長とまちづくりセンター職員で決定したことを、会長が運営委員会で情報を下に流すという組織になっていますが、それでは決定したことにならないのでしょうか。地区住民の承諾を得ないと進められないのでしょうか。

（事務局）

最低でも役員会では決定してもらいたい。

（Ｄ委員）

役員ですね。その役員も、まちづくり協議会長が承諾していれば進めてもいいよと言った場合、市と会長で話をして指定管理者制度に向けて動くということではダメなのか。

（事務局）

それが正式な会の決定事項ならばいいのですが、基本的には地区の総会や役員会での決定がないといけませんので、皆さんで民主主義のルールに則って賛成多数を得られればいいと思います。

（Ｄ委員）

わかりました。

（副座長）

ありがとうございました。それでは、次の項目に移りたいと思います。まちづくり交流会です。事務局お願いします。

（事務局）

資料No3をご覧ください。今年度は、第4回まちづくり交流会を実行委員会形式で実施予定でしたが、新型コロナウィルス感染拡大の状況から中止とさせていただきました。今年度はコロナ禍により、各ブロックで分散してZOOMを利用して実施する予定でした。それに併せてまちづくり展ということで、資料2枚目の市役所において26地区の活動内容や行動計画の展示を1月19日から28日まで実施させていただきました。1月30日の交流会は中止とさせていただきましたが、当日発表予定の6地区の皆様の協力をいただきまして、ZOOMにて事例発表の様子を撮影させていただき、DVDでの配布やYoutubeでの配信を予定しております。本日は、事例発表の動画を少しのお時間ですがご覧いただきたいと思います。画面をご覧ください。

＜青葉台地区事例発表動画の投影＞

このような形で当日発表予定でしたパワーポイントで発表者が見えるような形で動画を26地区の皆様にご覧いただくように配布する予定となっております。まちづくり交流会については以上になります。

（副座長）

はい、ありがとうございました。残念ながら交流会は実施できなかったということですが、全26地区で事例発表を共有するということですが、皆様からご意見等ございますでしょうか。

それでは、交流会の事例発表については、地区の方に見ていただいて、ご意見をいただく形で紙面上の交流ということになるのでしょうか。

（事務局）

今回はDVDと併せてアンケートにて感想を記入いただく予定です。後日まとめてフィードバックする予定です。

（副座長）

ありがとうございます。今まではまちづくり交流会は、ふじさんめっせや消防庁舎で行ってきましたが、消防庁舎でもキャパシティがあって１地区４，５人という枠の中で実施してきた経緯があります。コロナ禍という背景もあって一同に集まれなかった半面、より広く事例を見ていただくきっかけにもなるのではないかと。是非多くの方々にご覧いただいて、活動について理解を深めていただいたり、感想をいただくことで交流ができればと思います。よろしいでしょうか。それでは次の項目に移らせていただきます。事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）

資料No４をご覧ください、広報講座・会計講座について説明させていただきます。人材育成事業については、平成30年度から始めさせていただいておりまして、今年度の広報講座は10月から12月にかけて市内6ブロックにて開催しております。昨年度よりも参加者は増加しておりまして、56名の方に参加いただいております。受講生の皆様には、SNSインスタグラムを利用した情報発信の方法につい学んでいただきました。この受講生の皆様の投稿内容を確認する方法をチラシの裏面に記載をさせていただいております。インスタグラムにて♯富士市発見隊と入力していただくと、富士市内の風景や食べ物等の見所の写真をご覧いただくことができます。広報講座のアンケートを取らせていただきましたが、概ね好評で、わかりやすく楽しく広報するきっかけができたというようなご意見をいただくことができました。

続いて、会計講座についてですが、只今実施中です。市内6ブロックにて開講させていただいております。第1回目は、東海税理士の山本様に会計の基本的な考え方について、第2回目、第3回目はきゃりあスクールゆらの先生に依頼をして、パソコンを利用した会計処理ソフトの使い方について学んでいただく講座になります。人材育成事業については以上になります。

（副座長）

ありがとうございました。皆さまからご意見ありますでしょうか。Ｉ委員いかがでしょうか。

（Ｉ委員）

SNS活用させていただいておりますが、♯富士市発見隊を知りませんでした。富士市の活動をより多くの方に知っていただいて、SNS等で興味をもってまちを盛り上げていけたらなと思います。

（副座長）

今までのまちづくり協議会と関わり方と違ったかたちができるのではないかと思います。地区のまちづくりに活用できるようにしていただけたらなと思います。他の方よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、令和3年度の取組について事務局からお願いいたします。

（事務局）

新規事業案について説明をさせていただきます。まちづくりセンター公共無線ネットワーク環境整備についてですが、予算要求しておりますが、定例会において議決をいただいておりませんので、口頭での説明を要約して説明いたします。

まずは公共無線ネットワーク環境整備についてですが、まちづくりセンターにおきましてはWi－Fi環境が整っておりません。新型コロナウィルス感染拡大の状況において、人が集まることが困難な状態となっております。新しい生活様式のもとに、活動の回数を減らし、具体的にはモバイルルーターとタブレットをワンセットにして各26地区のまちづくりセンターに配備するといった内容です。配備したことによりセンター利用の皆さんがタブレットを利用して情報共有を図っていただくことが主な目的になります。二つ目のデジタル推進補助金ですが、先に説明しました、公共無線ネットワークにも繋がりますが、まちづくり協議会が行うデジタル推進に関する費用の補助となっております。各地区のデジタル化の見通しや事業効果を検討していただきまして、事業を申請していただき、まちづくり課において審査の上補助金の内容について妥当かどうかを決定し、交付するものであります。

デジタル推進補助金ですが、令和3年度1年限りの補助となっております。昨年、富士市におきましてデジタル変革宣言をしまして、コロナ禍において、事業を進めていただきたいということで補助金を立ち上げております。補助金額は、1地区上限10万円としておりまして、補助率は10/10を予定しております。議会で確定した内容ではありませんが、確定しましたら地区の皆様にご報告いただきます。ただし、単純な機器の購入では対象としない予定ですので、タブレットを利用して地区住民への会議の一斉通知を行い、早くお伝えする効果を認められるもの。HPを作成・更新するために利用するPCの購入。オンライン会議ができるようにライセンスの購入費用ウェブカメラやイヤホンマイクの購入といったところ。議決が通ったら説明をさせていただきます。新規事業については以上になります。

（副座長）

ありがとうございます。予算が決まっていないということですが、皆さんからご意見ありますでしょうか。新規事業でデジタル推進事業ですが、地区のアイデア勝負ですね。Ｊ委員何かアイデアありますか。

（Ｊ委員）

はい。私も普段から大学の授業や活動している団体の会議もZOOMでやっていて、移動時間を削減できるので、便利さを感じているので、プロジェクタは入らないということでしたが、タブレット1個であっても、一人で会場に入ることができれば、皆さんが会議に参加できるので、デジタル機器の購入が進むのはいいことではないかと思います。

（副座長）

Ｇ委員はいかがでしょうか。

（Ｇ委員）

私はオールドなのかもしれませんが、なんでもかんでもデジタルになってしまってついていけないというのが本心。紙がいいとか悪いということではなくて、自分の中でかみ砕く時にデジタルだけだと困難です。会社でもメールをいただくのですが、これはどういうことと思ってしまうことがある。顔や表情が見えないとわからない部分がある。タブレットならできるのかもしれませんが、なんでもかんでもデジタルになるのはどうかとは思ってしまいます。

（副座長）

ありがとうございます。デジタルのコミュニケーションは繊細になる。ちょっとした行き違いもありえますので。地区の中でアイデア勝負で活用していただけるかというところも結果を聞かせていただきたいと思います。他に質問ご意見ありますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、ここまでで富士市まちづくり活動推進計画第2次実施計画のご説明が終わりました。全体を通して質問ありますでしょうか。

（Ｈ委員）

先ほど、まちづくりセンターでWi-Fiを設置してオンライン会議ができるということでしたが、会議がどのようになるのでしょうか。

（事務局）

複数の会場を繋いで会議をしたり、地区の方がまちづくりセンターに行ってオンライン会議に参加するとか、まちづくりセンターがホストになって会議をするとか。２６地区の会長で会議をするとか。色々なパターンができることになります。

　本多さんが会議を開催する時に、Ｈ委員のスマホでカメラを設置して会議を進める時にWi－Fiを利用していただけます。

（Ｈ委員）

紙を利用しなくなるといっていましたが。映像で見せればいいのでは。自分のスマホにダウンロードするということでしょうか。

（事務局）

ラインワークスとかZOOMとかでも利用できます。

（Ｈ委員）

Wi－Fi設備しかないわけですよね。パソコン等の機械は貸出しないのでしょうか。

　　（事務局）

端末は個人のものを使っていただいて、通信料は市で負担したいと考えております。

（Ｈ委員）

自分の端末で会議の対応をしなければならないということですね。

（副座長）

よろしいでしょうか。それでは議事の（２）今後のスケジュールについて事務局より説明をお願いいたします。

（事務局）

NO５の資料をご覧ください。懇話会のスケジュール案となっております。資料の通りとなっております。

（事務局）

NO5の資料をご覧ください。会長連絡会及び懇話会のスケジュールの案となっております。3月に会長連絡会を開催予定です。6月にまちづくり協議会会長連絡会、7月には第8回懇話会を予定しております。11月については第9回懇話会、2月は第10回懇話会を考えております。訂正がありまして、令和3年度の新規事業の内、公共無線LAN環境整備とありますが公衆無線となりますので訂正をよろしくお願いいたします。スケジュールについては以上になります。

　　　（副座長）

　　　この件について皆様からご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは以上で本日の議事を終了させていただきます。皆様のおかげで進めることができました。ご協力ありがとうございました。

３　その他、連絡事項

４　閉会